

省エネ適合性判定における判定手数料等を減額又は増額するための
要件等について

1. 建築物省エネ法判定業務規程第 19 条(5)に定める「建築物エネルギー消費性能確保計画の判定の業務が効率的に行えるものとしてセンターが判断したとき。」の要件及び判定手数料は、次のとおりといたします。

1) 建築物の全てが計算対象外の室のみで構成されている場合

2) モデル建物法で計算を行うもので、対象となる室がない場合

3) 1) 又は 2) の場合の判定手数料は 30,000 円(消費税別)とする。

2. 建築物省エネ法判定業務規程第 20 条に定める「判定の業務に要する時間が想定している時間を越えるものとしてセンターが判断した場合、増額することができるものとする。」の要件及び判定手数料は、次のとおりといたします。

1) 建築物エネルギー消費性能確保計画の引受承諾書交付後、提出者から判定に影響を及ぼす評価の対象とする室又は設備を変更したいとの申出があった場合、変更に係る計算書の提出毎に、30,000 円(消費税別)を加算する。

2) 複数用途の建築物で、2 以上のモデル建物法により計算されたもので、主たる用途のモデル建物法の計算に追加された計算(主たる用途に付属する軽微な用途の部分の計算を除く。)毎に 30,000 円(消費税別)を加算する。

例 1: 大規模物販モデル計算書+飲食店モデル計算書の場合
計算書が 2 のため 30,000 円(消費税別)を加算する。

例 2: 大規模物販モデル計算書+工場モデル(車庫)の場合
計算書が 2 だが、附属する車庫のため加算しない。

例 3: 大規模物販モデル+事務所モデル+工場モデル(車庫)場合
計算書が 3 だが、附属する事務所、車庫のため加算しない。

以上